

お知らせ

平成29年4月12日
J A R D

7か月で3,000台強の機器に「スプリアス確認保証」

—スプリアス確認保証のお申し込みはお早めに—

○JAR Dでは平成28年9月1日からアマチュア局の「スプリアス確認保証」の業務を開始いたしました。

業務の開始前からも含めて、これまでに3,000件を超えるお問合せをいただくなど皆様の関心の高さが伺え、平成28年度末(平成29年3月31日)までの7か月の間に1,229件(3,123台)の保証を行いました。各総合通信局別の保証件数は次の表のとおりです。

地域別内訳(件数)											合計
関東	東海	近畿	中国	四国	九州	東北	北海道	北陸	信越	沖縄	
455	169	131	69	37	71	118	91	28	56	4	1,229

○この「スプリアス確認保証」を受けた無線設備は、平成34年12月以降も使用することが可能となります。

○なお、今後、免許を受けている無線設備の中に旧スプリアス規格の無線設備が含まれている場合、再免許手続き後に発給される新しい無線局免許状には、「新スプリアス基準に合致する確認がとれていない無線設備は平成34年1月30日までの使用に限る。」という条件が付されることとなりますので、皆様には早めの手続きをお勧めいたします。

○「スプリアス確認保証」のお申し込みは、Webサイトから直接、メールにファイルを添付、郵送のいずれの方法でも可能ですので、皆様の便利な方法でお願いいたします。

「スプリアス確認保証」の手続きについては、こちら↓からどうぞ

<https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/index.html>

〔お問い合わせ先〕

JARD保証事業センター(スプリアス確認保証担当)

電話 03-3910-7286 E-mail sp-con@jard.or.jp